

○長崎市自動体外式除細動器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で開催される行事の参加者等が心停止状態に陥った際の迅速な救命活動に備えるために、その主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことについて、長崎市会計規則（昭和39年長崎市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 AEDの貸出しの対象者は、次の各号のいずれにも該当する行事の主催者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内で開催されるものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 医師、看護師等の医療従事者又はAEDの使用に関する救命講習を修了した者が配置されるものであること

(貸出期間)

第3条 貸出し期間は概ね1週間とする。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、期間を延長し、又は短縮することができる。

(維持管理)

第4条 AEDの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、AEDを常に良好な状態で保管し、使用しなければならない。

- 2 借受者は、AEDを処分したり、目的以外に使用してはならない。
- 3 借受者は、AEDを転貸し、又は譲渡してはならない。

(費用負担)

第5条 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する費用は、利用者の負担とする。

(返還)

第6条 市長は、借受者がAEDを使用する可能性がなくなったとき又は市長が必要と認めるときは、AEDを返還することができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。